

## 01 所得税の確定申告が必要な方

- ◆事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方
- ◆給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- ◆給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方

◆年金受給者で源泉徴収税を納付している方  
注) 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、確定申告は必要ありません。

## 02 町道民税の申告が必要な方

- ◆所得税の申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与のみで年末調整済みの方を除く）
- ◆国民健康保険に加入している方

注) 収入のない方、または少ない方でも、申告がなければ、国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置の対象になりません。

## 03 申告で用意するもの

□マイナンバー（個人番号）が分かるもの

- <マイナンバーカードをお持ちの方>  
○マイナンバーカード  
<マイナンバーカードをお持ちでない方>  
○通知カードおよび身元確認書類（運転免許証、パスポート、保険証などのうちから1つ）

□収入の分かる書類（給与・年金のある方は源泉徴収票）

□本人名義の銀行など口座番号が分かるもの（所得税が還付になる方）

□所得控除を受ける方は次の書類

<生命保険料、地震保険料>

各種控除証明書

<医療費控除>

医療費の明細書、セルフメディケーション税制の明細書（どちらの用紙も税務課に備え置き）

注) どちらも事前に作成してください。

<社会保険料控除>

社会保険任意継続保険料、国民年金保険料（控除証明書の添付が必要）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書

<住宅借入金等特別控除>

登記全部事項証明書、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書など

注) 詳細は2ページの税に関する相談・問い合わせ先にご相談ください。

<障害者控除>

障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの確認ができるもの

注) 介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている65歳以上の方は、障害者手帳などの交付を受けていない場合でも「障害者控除対象者認定書」の交付により、障害者控除の対象となります。

※納税が困難な場合は、申請により徴収の猶予ができますので収納グループにご相談ください。

国民健康保険税 ⑧期

介護保険料 ⑧期

後期高齢者医療保険料 ⑧期

コンビニ・スマートフォンで納付ができます

### 町税納期限

2月28日（月）

課税内容の問い合わせ 町税務課課税グループ ☎ 73-7505

納税などの相談 町税務課収納グループ ☎ 73-7506

住民税係

8

所得・課税証明

準備はお済みですか？

# 税の申告

所得税の確定申告、町道民税の申告の時期が近づいてきました。必要書類などをご用意のうえ、期日までに正しく忘れず申告しましょう。

申告期間  
2/16 (水)  
～  
3/15 (火)

## 申告相談日

※時間に余裕をもってお越しください。



### 【平日申告相談】

期 日	時 間	場 所
2月16日(水)～ 3月15日(火)の平日	8:30～12:00 13:00～17:00	役場1階税務課⑧番窓口 ☎ 73-7505
3月3日(木)	9:00～13:00	南部公民館 ☎ 75-2111
3月4日(金)	9:00～13:00	農村環境改善センター ☎ 72-6040

### 【休日申告相談】

期 日	時 間	場 所
2月27日(日)	8:30～12:00	役場1階税務課⑧番窓口 ☎ 73-7505

注) 新型コロナウイルス感染症の影響による、受付期間の延長は未定です。

注) 3月3日(木)・4日(金)は出張申告のため、職員が少なく混雑します。あらかじめご了承ください。

注) 事業所得、不動産所得、譲渡所得のある方は、岩見沢税務署へご相談ください。

### ホームページで確定申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>)では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、確定申告書を自宅で簡単に作成できます。窓口の混雑緩和のため、ぜひご利用ください。



国税庁ホームページ

### 税に関する相談・問い合わせ

申告内容は個人によって異なります。申告の仕方や書類など、ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

【岩見沢税務署】

☎0126-22-0810

【町税務課課税グループ】

☎73-7505

